

令和 5 年

# 土木材料仕様書



東京都建設局

## 令和5年 土木材料仕様書改定要旨

日本産業規格（J I S）の改正に伴う改定のほか、各種基準類との整合、誤りの修正、表現の統一を図った。

なお、各章の主な改定内容は以下のとおりである。

### 第1章 石材

全般：J I Sとの整合、J I S表記の修正、記述修正。

102. コンクリート用砕石：JIS A 5005 改正による改定、JIS A 5005 改正年を修正、4. 3および4. 4の記述を変更。

103. コンクリート用砕砂：JIS A 5005 改正年を修正。

104. コンクリート用洗砂：JIS A 1105「細骨材の有機不純物試験方法」の表記に合わせ、記述を一部修正。

105. アスファルト混合物用洗砂：JIS A 1105「細骨材の有機不純物試験方法」の表記に合わせ、記述を一部修正。

106. 構造用軽量コンクリート骨材：JIS A 1105「細骨材の有機不純物試験方法」の表記に合わせ、表 106-6 の記述を一部修正。

110. 再生砕石（擁壁等裏込め用）：JIS A 5023「再生骨材コンクリートL」の表記に合わせ、記述を「再生骨材Lを用いたコンクリート」から「再生骨材コンクリートL」に修正。

117. 道路用鉄鋼スラグ：「土壌汚染対策法施行規則(令和3年4月改正)」による改定、表 117-3 のカドミウムの溶出量を 0.010 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更、カドミウムの含有量を 150 mg/kg 以下から 45mg/kg 以下に変更。JIS A 5015「道路用鉄鋼スラグ」の表記に合わせ、水浸膨張試験の養生温度を「80」℃から「80±3」℃に修正、エージング処理に関する記述を追記。

118. 舗装用石粉：JIS A 5008「舗装用石灰石粉」の表記に合わせ、表 118-1 を一部修正。

122. 流動化処理土：地盤工学会基準 JGS 0051「地盤材料の工学的分類法」に合わせ、表 122-2 の表記を一部修正。

123. 粒状改良土：解説を削除。

124. アスファルト混合物用溶融スラグ：「土壌汚染対策法施行規則(2021年4月改正)」による改定、表 124-2 のカドミウムの溶出量を 0.010 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更、カドミウムの含有量を 150 mg/kg 以下から 45mg/kg 以下に変更。

125. アスファルト混合物用汚泥焼却灰：「土壌汚染対策法施行規則(2021年4月改正)」による改定、表 125-2 のカドミウムの溶出量を 0.010 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更、カドミウムの含有量を 150 mg/kg 以下から 45mg/kg 以下に変更。

126. コンクリート用再生骨材H：表 126-6 の区分の表記を修正、(注-8)の「公称目開き」を「ふるいの呼び寸法」に修正、5. A)の記述のうち、「生産者」を「受注者」に修正、「購入者」を「監督員」に修正。

127. アスファルト混合物用鉄鋼スラグ：「土壌汚染対策法施行規則(令和3年4月改正)」による改定、表127-2のカドミウムの溶出量を0.010 mg/L以下から0.003 mg/L以下に変更、カドミウムの含有量を150 mg/kg以下から45mg/kg以下に変更。

## 第2章 金属材料

全般：JISとの整合、JIS表記の修正、記述修正。

201. 一般構造用圧延鋼材(SS)：JIS G3101 改正年を修正。

202. 溶接構造用圧延鋼材(SM)：JIS G 3106 改正年を修正。

203. 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材(SMA)：JIS G 3114 改正年を修正。JIS G 3114「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」の表記に合わせ、3. 外観・形状・寸法・質量及びその許容差の記述を一部追加。

205. 球状黒鉛鉄品(FCD)：JIS G 5502 改正年を修正。JIS G 5502「球状黒鉛鉄品」の表記に合わせ、表205-1、表205-3を変更。

209. 一般構造用炭素鋼鋼管(STK)：JIS G 3444 改正年を修正。4. の記述を一部修正。

210. 一般構造用軽量形鋼(SSC)：JIS G 3350 改正年を修正。JIS G 3350「一般構造用軽量形鋼」の表記に合わせ、3. の記述を一部修正。

219. H形鋼ぐい(SHK)：表219-5を一部修正。

229. 溶接金網：JIS G 3551 改正年を修正。JIS G 3551「溶接金網及び鉄筋格子」の表記に合わせ、表229-1を一部修正、表229-3を変更。5. 3. の記述を一部修正。

236. 防護さく：表236-3のガードケーブル端末支柱の形状表示を修正、2. 1. の記述を一部修正、注-2を削除、3の記述を一部修正、注-3を注-2に変更。

239. 視線誘導標：(注-4)の記述を一部修正。

242. 橋梁用高降伏点鋼板(SBHS)：表242-3を一部修正。

## 第3章 窯業品材料

全般：JISとの整合、JIS表記の修正、記述修正。

306. セメント系固化材：「セメント系固化材による地盤改良マニュアル第5版 セメント協会 令和3年10月」の発行に伴い、記述内容を修正。

307. 一般用レディーミクストコンクリート：表307-3に注-7を追加。【解説】3. のポンプ打込みの場合についての記述を変更。

308. 舗装用レディーミクストコンクリート：表308-3に注-5を追加。

309. 水中用レディーミクストコンクリート：表309-4に注-8を追加。

310. 再生骨材コンクリートM：JIS A 5022「再生骨材コンクリートM」の表記に合わせ、項目名称を「再生骨材Mを用いたコンクリート」から「再生骨材コンクリートM」に修正。

311. 再生骨材コンクリートL：JIS A 5023「再生骨材コンクリートL」の表記に合わせ、項目名称を「再生骨材Lを用いたコンクリート」から「再生骨材コンクリートL」に変更。表311-5の注-12の記述を一部変更。

312. セメント処理混合物：表 312-1 の表記と表 312-1 の注-3 の記述を一部変更。
318. 鉄筋コンクリートU形：1. 3. (注) の記述を一部修正。
320. 鉄筋コンクリートL形：表 320-2 の単位を一部修正。
323. 鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（国土交通省型）：使用するエコセメントについて追記。
329. 汚水ます（L形・円形）ブロック類：1. 6 の記述を一部変更。
331. 人孔床版塊：2. 形状・寸法及び配筋についての記述を一部修正、図 331-2 円形床版塊の表示を一部修正。
333. 人孔付属物：建設局標準構造図集に合わせ図 333-2 を変更。
337. 鉄筋コンクリート境界標杭：図 337-1 と表 337-1、解説を一部変更。
342. プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい：3. 形状、寸法の記述を一部修正、備考 4 の記述一部修正、5. 1. 曲げ耐力試験の記号を一部修正、5. 2. 軸力曲げ耐力試験の数式記号を一部修正。
343. 道路橋用プレストレストコンクリート橋げた：図 343-1 を JIS A 5373「プレキャストプレストレストコンクリート製品」附属書Bに合わせ一部修正。
346. 信号機用ハンドホール：信号用配管についての記述を一部追記。

#### 第4章 瀝青材料

- 全般：JISとの整合、JIS表記の修正、記述修正。
401. 石油アスファルト：解説のうち、ストレートアスファルト 40~60 の記述を削除。
411. 明色（脱色）バインダ：項目名称を「脱色バインダ」から「明色（脱色）バインダ」に変更。表 411-1 と解説を一部変更。
414. 石油アスファルト乳剤：表 414-1 の表記を一部修正。
415. 改質アスファルト乳剤：表 415-1 の表記を一部修正。解説を削除。
417. アスファルト混合物：表 415-1 の表記を一部修正。ストレートアスファルト 40~60 の記述を削除。（注-14）を追記。
418. 再生加熱アスファルト混合物：再生加熱アスファルト混合物の中温化アスファルト混合物について新たに追加するため、1. 製造方法別の混合物の種類項目と表 418-1 を追加、これに伴い、項目番号を整理、表 418-5 の注-11 を追記、4. 2 の記述を一部修正。
423. アスファルト処理混合物：ストレートアスファルト 40~60 の記述を削除。
425. 半たわみ性アスファルト混合物：長期供用舗装の記述を整理。

#### 第5章 塗料

- 全般：JISとの整合、JIS表記の修正、記述修正。
504. 一般用さび止めペイント：JIS K 5621 の表記修正。
505. 鉛・クロムフリーさび止めペイント：JIS K 5674 の表記修正。
506. 合成樹脂調合ペイント鉛・クロムフリーさび止めペイント：JIS K 5516 改正年変更。

510. ふっ素樹脂塗料：【解説】の記述を一部修正。

511. 道路標示塗料：表 511-1 の注-1 を解説に変更、それに伴い注の番号変更、注-4 を追記、2. 自転車ナビマーク・自転車ナビラインに用いる塗料として新たに項目を追加。

514. 鋼構造物用耐候性塗料：JIS K 5659 の表記修正。

## 第 6 章 造園材料

改定なし。

## 第 7 章 その他の材料

701. 目地板：表 701-1 の幅および長さの許容値を削除。

710. EPS（軽量盛土工法用発泡スチロール）：ED0-EPS ブロック品質管理要領と合わせるため、管理頻度の記述と表 710-3 を削除し、製品検査について記述追加。

## 第 8 章 材料検査の技術的基準

801. 石材の検査要領：JIS A 1158 改正年を修正。【解説】の記述を修正。

803. 窯業品材料の検査要領：1. 4 の JIS A 5308、JIS A 1144、JIS A 5308 の表記を修正。

804. 瀝青材料の検査要領：土木工事施工管理基準によることを記載し、それに伴い、表 804-1 を削除。2. (1) 2) 試験手順の記述を一部修正。表 804-2 を表 804-1 に変更。

## 付録

3. 3. 土木コンクリート構造物の品質確保の「土木コンクリート構造物の品質確保に関する実施要領」に【解説】を追加。別添参考資料の「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」の発行年を修正。

5. 視覚障害者誘導用ブロック等のすべり抵抗を測定するための試験方法（室内試験）の合成ゴム ASTM E 501:08 改正年を修正。

## 参考材料

全般：JIS との整合、JIS 表記の修正。

参-1. 再生単粒度碎石（浸透トレンチ用）：JIS A 5023 「再生骨材コンクリート L」の表記に合わせ、1. 再生骨材及び製造の記述を一部修正。

参-2. 再生碎石（グラベルコンパクションパイル工法用）再生単粒度碎石（浸透トレンチ用）：JIS A 5023 「再生骨材コンクリート L」の表記に合わせ、1. 再生骨材及び製造の記述を一部修正。

## はじめに

本仕様書の前身は、道路材料購買仕様書で、昭和 28 年度から昭和 41 年度まで使用してきたものである。

しかし、策定から 10 年以上経過すると、事業量の拡大や、新材料の開発の進展に伴い、徐々に新材料が使用されるようになり、道路材料購買材料仕様書の大幅な改定が必要となった。

また、河川事業関連の材料についても、仕様書策定の必要性が生じたことにより、昭和 41 年度に河川材料仕様書が策定された。

これらの流れの中で、材料仕様書に関する大幅な見直しの機会を得て、道路材料購買仕様書と河川材料仕様書を合併し、土木材料仕様書として昭和 42 年度版が作成され、今日に至っている。

本仕様書の形式及び内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 日本産業規格その他、概略の説明
- (2) 種類の説明
- (3) 製造及び原材料の説明
- (4) 形状・寸法・包装・容器及び表示など外観のみで容易に検査できる項目
- (5) 試験所・研究所などへ委託して行う理化学試験の内容、及び品質の規定
- (6) 納入方法
- (7) 材料検査にともなう理化学試験との関連についての項目

なお、本仕様書の改定は、日本産業規格ならびに関係諸基準等の改定にあわせて 2 年ごとに行っている。

今回の主な改定点は、日本産業規格（JIS）の改正に伴う改定のほか、土壤汚染対策法施行規則の改正、舗装調査・試験法便覧（(公社)日本道路協会）等、各種基準類との整合、表現の統一等である。令和元年 7 月 1 日に工業標準化法にかわり、産業標準化法が施行され、日本工業規格から日本産業規格に名称が変更された。そのため、表記を日本産業規格に統一した。なお、英語表記は JAPANESE INDUSTRIAL STANDARDS（略して JIS）であり変わっていない。

技術管理委員会 施工部会 土木材料仕様書分科会では、改定毎に最新の動向を速やかに反映すべく改定作業を行っていく所存であるが、今後さらに良い仕様書としていくためにも、忌憚のないご意見をお寄せ願いたい。

最後に、今回の仕様書の改定にあたり御尽力いただいた技術管理委員会委員の各位及びアンケートに御協力くださった関係部署等に対し、厚く感謝の意を表したい。

令和 5 年 4 月



# 目 次

## 総 則

総則	1
----	---

## 第1章 石 材

101. 洗砂利	7
102. コンクリート用砕石	8
103. コンクリート用砕砂	10
104. コンクリート用洗砂	12
105. アスファルト混合物用洗砂	13
106. 構造用軽量コンクリート骨材	14
107. 砂	17
108. クラッシュラン	18
109. 再生クラッシュラン	19
110. 再生砕石(擁壁等裏込め用)	20
111. 再生砂(RC-10)	22
112. 粒度調整砕石	23
113. 再生粒度調整砕石	25
114. 単粒度砕石	26
115. スクリーニングス	27
116. 砕石ダスト	28
117. 道路用鉄鋼スラグ	29
118. 舗装用石粉	31
119. 割ぐり石	32
120. 玉 石	33
121. 改 良 土	34
122. 流動化处理土	35
123. 粒状改良土	37
124. アスファルト混合物用溶融スラグ	38
125. アスファルト混合物用汚泥焼却灰	40
126. コンクリート用再生骨材H	42
127. アスファルト混合物用鉄鋼スラグ	50

## 第2章 金属材料

201. 一般構造用圧延鋼材(SS)	55
202. 溶接構造用圧延鋼材(SM)	61
203. 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材(SMA)	65

204.	ねずみ鋳鉄品 (FC)	69
205.	球状黒鉛鋳鉄品 (FCD)	70
206.	炭素鋼鋳鋼品 (SC)	74
207.	炭素鋼鍛鋼品 (SF)	76
208.	配管用炭素鋼鋼管 (SGP)	77
209.	一般構造用炭素鋼鋼管 (STK)	80
210.	一般構造用軽量形鋼 (SSC)	87
211.	ステンレス鋼材 (SUS)	92
212.	ミーハナイトメタル	94
213.	アルミニウム合金鋳物 (AC)	96
214.	アルミニウム合金押出形材	100
215.	鉄筋コンクリート用棒鋼 (SR、SD)	104
216.	PC鋼線及びPC鋼より線 (SWPR、SWPD)	109
217.	PC鋼棒 (SBPR)	115
218.	鋼管ぐい (SKK)	118
219.	H形鋼ぐい (SHK)	131
220.	熱間圧延鋼矢板 (SY)	135
221.	溶接用熱間圧延鋼矢板 (SYW)	138
222.	鋼管矢板 (SKY)	143
223.	軽量鋼矢板	155
224.	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	156
225.	摩擦接合用トルシア形高カボルト・六角ナット・平座金のセット	159
226.	タイロッド類	163
227.	スタッド	165
228.	鉄網	168
229.	溶接金網	169
230.	ひし形金網	171
231.	クリンプ金網 (CRG、CRS)	175
232.	ネットフェンス構成部材	179
233.	じゃかご	182
234.	道路びょう	187
235.	反射性道路びょう	188
236.	防護さく	189
237.	道路標識	194
238.	道路反射鏡	198
239.	視線誘導標	201
240.	照明灯柱テーパーポール	204
241.	道路照明用器具	206
242.	橋梁用高降伏点鋼板 (SBHS)	207
243.	ねじふし鉄筋及び継手	210

### 第3章 窯業品材料

301.	ポルトランドセメント	215
302.	高炉セメント	217
303.	エコセメント	219
304.	フライアッシュ	222
305.	安定処理用石灰	223
306.	セメント系固化材	224
307.	一般用レディーミクストコンクリート	225
308.	舗装用レディーミクストコンクリート	229
309.	水中用レディーミクストコンクリート	231
310.	再生骨材コンクリートM	234
311.	再生骨材コンクリートL	244
312.	セメント処理混合物	253
313.	遠心力鉄筋コンクリート管	254
314.	プレストレストコンクリート管	260
315.	舗装用コンクリート平板	266
316.	視覚障害者誘導用ブロック	269
317.	インターロッキングブロック	273
318.	鉄筋コンクリートU形	280
319.	鉄筋コンクリートU形用ふた	283
320.	鉄筋コンクリートL形	286
321.	鉄筋コンクリート特殊L形（鉄筋コンクリートU形ふた掛け用）	289
322.	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（場所打側溝ふた掛け用）	291
323.	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（国土交通省型）	296
324.	コンクリート境界ブロック	298
325.	歩車道境界特殊コンクリートブロック	300
326.	セミフラット型街きよ	305
327.	集水ます（街きよ用・L形用・U形用）ブロック類	307
328.	鋳鉄製格子形集水ます用ふた	320
329.	汚水ます（L形・円形）ブロック類	322
330.	人孔側塊	325
331.	人孔床版塊	328
332.	人孔ふた	331
333.	人孔付属物	334
334.	植樹帯用コンクリートブロック	337
335.	道路浸透ます（コンクリート枠）	338
336.	公園用ハンドホール	342
337.	鉄筋コンクリート境界標杭	343

338.	コンクリート積みブロック	346
339.	空洞コンクリートブロック	349
340.	プレストレストコンクリート矢板	352
341.	遠心力鉄筋コンクリートぐい	358
342.	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい	362
343.	道路橋用プレストレストコンクリート橋げた	372
344.	鉄筋コンクリート管（ソケット）	376
345.	プレキャスト街きょブロック	379
346.	信号機用ハンドホール	386

#### 第4章 瀝青材料

401.	石油アスファルト	389
402.	ポリマー改質アスファルトⅠ型	391
403.	ポリマー改質アスファルトⅡ型	392
404.	ポリマー改質アスファルトⅢ型	393
405.	ポリマー改質アスファルトⅢ型-W	394
406.	ポリマー改質アスファルトⅢ型-WF	396
407.	ポリマー改質アスファルトH型	397
408.	ポリマー改質アスファルトH型-L	398
409.	ポリマー改質アスファルトH型-M	399
410.	熱硬化性エラストマー入りアスファルト	400
411.	明色（脱色）バインダ	401
412.	トリニダッドレイクアスファルト	402
413.	硬質アスファルト	403
414.	石油アスファルト乳剤	404
415.	改質アスファルト乳剤	405
416.	タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤	406
417.	アスファルト混合物	407
418.	再生加熱アスファルト混合物	413
419.	ポリマー改質再生アスファルト混合物	417
420.	グースアスファルト混合物	421
421.	常温混合物	423
422.	重交通対応・全天候型常温混合物	424
423.	アスファルト処理混合物	426
424.	再生加熱アスファルト処理混合物	428
425.	半たわみ性アスファルト混合物	431
426.	保水性アスファルト混合物（75%浸透型）	437
427.	ポーラスエポキシアスファルト混合物	441
428.	接着剤（橋面舗装用）	443

429.	防水材（橋面舗装用）	444
430.	目地材（橋面舗装用）	443

## 第5章 塗料

501.	エッチングプライマー	449
502.	ジンクリッチプライマー	451
503.	ジンクリッチペイント	453
504.	一般用さび止めペイント	455
505.	鉛・クロムフリーさび止めペイント	457
506.	合成樹脂調合ペイント	459
507.	エポキシ樹脂塗料下塗	461
508.	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	463
509.	変性エポキシ樹脂塗料	464
510.	ふっ素樹脂塗料	466
511.	道路標示塗料	468
512.	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料	475
513.	構造物用さび止めペイント	476
514.	鋼構造物用耐候性塗料	478

## 第6章 造園材料

601.	樹木・株物	483
602.	芝	485
603.	地被植物・草花	486
604.	植栽保護材料	487
605.	土壌及び土壌改良材	490
606.	肥料・農薬	492

## 第7章 その他の材料

701.	目地板	497
702.	注入目地材	498
703.	ポリ塩化ビニル止水板	499
704.	硬質塩化ビニル管	502
705.	エポキシ樹脂モルタル	505
706.	高輝度反射材	506
707.	地点標	507
708.	付着防止剤	511
709.	ライナープレート	512

710.	E P S（軽量盛土工法用発泡スチロール）	514
711.	硬質骨材（すべり止め舗装用）	517
712.	低騒音舗装用排水パイプ	518

## 第8章 材料検査の技術的基準

	材料検査の技術的基準	521
801.	石材の検査要領	522
802.	金属材料の検査要領	523
803.	窯業品材料の検査要領	524
804.	瀝青材料の検査要領	525
805.	塗料の検査要領	528
806.	造園材料の検査要領	529

## 付 録

1.	日本産業規格(JIS)について	555
2.	試験委嘱指定申請書（統一様式）	556
3.	「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木)	557
4.	セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)	573
5.	視覚障害者誘導用ブロック等のすべり抵抗を測定するための試験方法（室内試験）	589
6.	促進摩耗後の視覚障害者誘導用ブロック等のすべり抵抗試験方法（室内試験）	591
7.	東京都建設グリーン調達制度（東京都環境物品等調達方針（公共工事））と エコセメントの利用について	593

## 参考材料

参-1.	再生単粒度砕石（浸透トレンチ用）	597
参-2.	再生砕石（グラベルコンパクションパイル工法用）	599

# 総 則



## 1. 一般事項

### 1. 1. 適用範囲

この仕様書は、東京都建設局が施行する土木工事に適用する。

### 1. 2. 用語の定義

検査職員、理化学試験とは次の定義による。

1. 2. 1. 検査職員とは、検査員又は材料検査を行う監督員をいう。

1. 2. 2. 理化学試験とは、試験研究機関が行う材料の理化学的性質に関する試験をいう。

### 1. 3. 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は、検査職員の指示による。

## 2. 材料の品質

### 2. 1. 一般規定

工事に使用する材料は、第1章～第7章に定める規格に適合し、第8章に定める材料検査に合格するものでなければならない。

### 2. 2. 特例規定

第1章～第7章に定める規格がJ I Sによっているか又はそれに準じているもので当該J I Sが改正された場合には、監督員の承諾により規格の全部又は一部を改正後のJ I Sにすることができる。